

役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について

平成17年度に係る本学役員の報酬等及び職員の給与水準の資料を公表します。
公表の趣旨及び公表に至る経緯は次のとおりです。

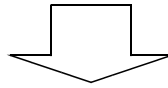
公表の趣旨

役職員の報酬・給与等に関する情報を、国民及び関係者に分かりやすく提供するもの

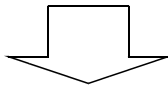
公表の経緯等

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(H16.9.10・H17.9.28閣議決定)

- 4 独立行政法人(国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。)の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表することとする。



国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)を策定(H17.2.7)(H18.2.22改定)



各国立大学法人等及び文部科学大臣がホームページで公表
(財務諸表の提出時期)

国立大学法人秋田大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	平成18年3月からの報酬を日額(50,000円)から月額(391,500円)に改定
監事	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
法人の長	千円 19,236	千円 13,752	千円 5,484	千円 0 ()		
理事 (4人)	千円 54,382	千円 38,031	千円 15,545	千円 49 (通勤手当) 162 (扶養手当) 103 (寒冷地手当) 492 (単身赴任手当)		18.3.31 2名
理事 (非常勤) (1人)	千円 4,292	千円 4,292	千円 0	千円 0 ()		
監事 (1人)	千円 11,817	千円 8,448	千円 3,369	千円 0 ()		
監事 (非常勤) (11/12人)	千円 2,480	千円 2,480	千円 0	千円 0 ()	17.8.25 1名	17.6.30 1名

注:年度途中で就任又は退任した監事(非常勤)については、1月を1/12人と換算して記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

人件費管理は、部局別等の配分は行わず全学管理(人件費予算総額管理)とし、中期計画の予算、収支計画及び資金計画における人件費見積額の範囲内で、人事院勧告等を考慮し、その効率化を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績の評定結果を基に、当該結果に応じた勤勉手当支給割合の増減、昇給及び昇格・降格の措置を実施する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、支給割合及び支給額を決定する。
昇格・降格	昇格:従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績が良くない場合、下位の級に降格させることができる。
昇給	職員が現に受けている号俸を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
特別昇給	職員が表彰された場合、又は勤務成績が特に良好である場合に特別昇給を行うことができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

1. 医学部附属病院における宿日直勤務体制の見直しによる宿日直手当(手当額:医師15,000円,技術系職員4,200円)の廃止及び宿日直手当(手当額:看護師長等6,700円)の新設
2. 医学部附属病院ICU及び救急部に勤務する医師の交替制勤務導入による夜間・休日診療手当(手当額:20,000円)の新設

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,131	44.3	6,927	5,041	36	1,886
事務・技術	271	45.5	5,965	4,366	53	1,599
教育職種 (大学教員)	468	47.4	8,580	6,200	27	2,380
医療職種 (病院看護師)	254	38.0	5,135	3,768	28	1,367
技能・労務職種	9	56.5	5,716	4,194	55	1,522
教育職種 (附属高校教員)	22	39.1	6,843	5,065	60	1,778
教育職種 (附属義務教育学校教員)	45	41.5	6,935	5,124	47	1,811
医療職種 (病院医療技術職員)	57	43.8	5,885	4,295	41	1,590
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	2					
指定職種	2					

非常勤職員	77	41.8	3,332	2,827	36	505
事務・技術	25	52.9	3,936	2,922	52	1,014
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	38	35.1	2,742	2,742	17	0
医療職種 (病院看護師)	4	28.0	3,620	2,719	25	901
技能・労務職種	5	54.9	4,018	2,998	100	1,020
医療職種 (病院医療技術職員)	4	32.5	3,264	2,449	58	815

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、警務員、自動車運転手、作業員等を示す。

注3: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属養護学校教員を示す。

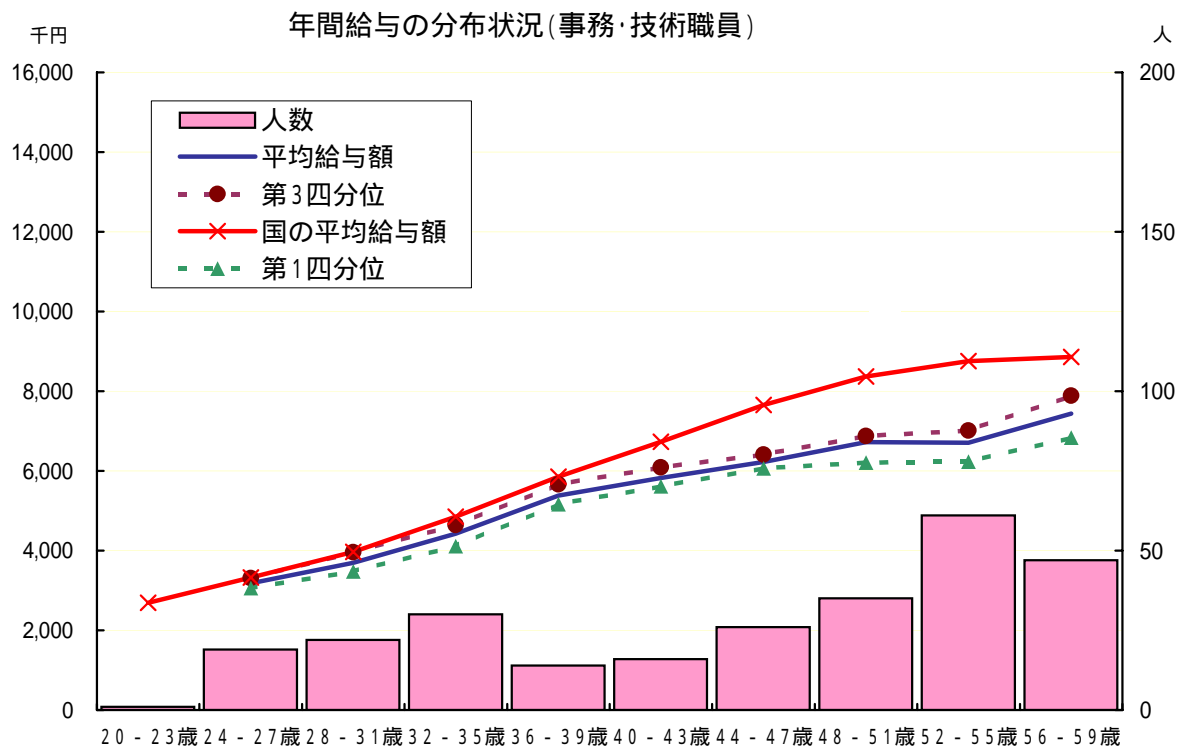
注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

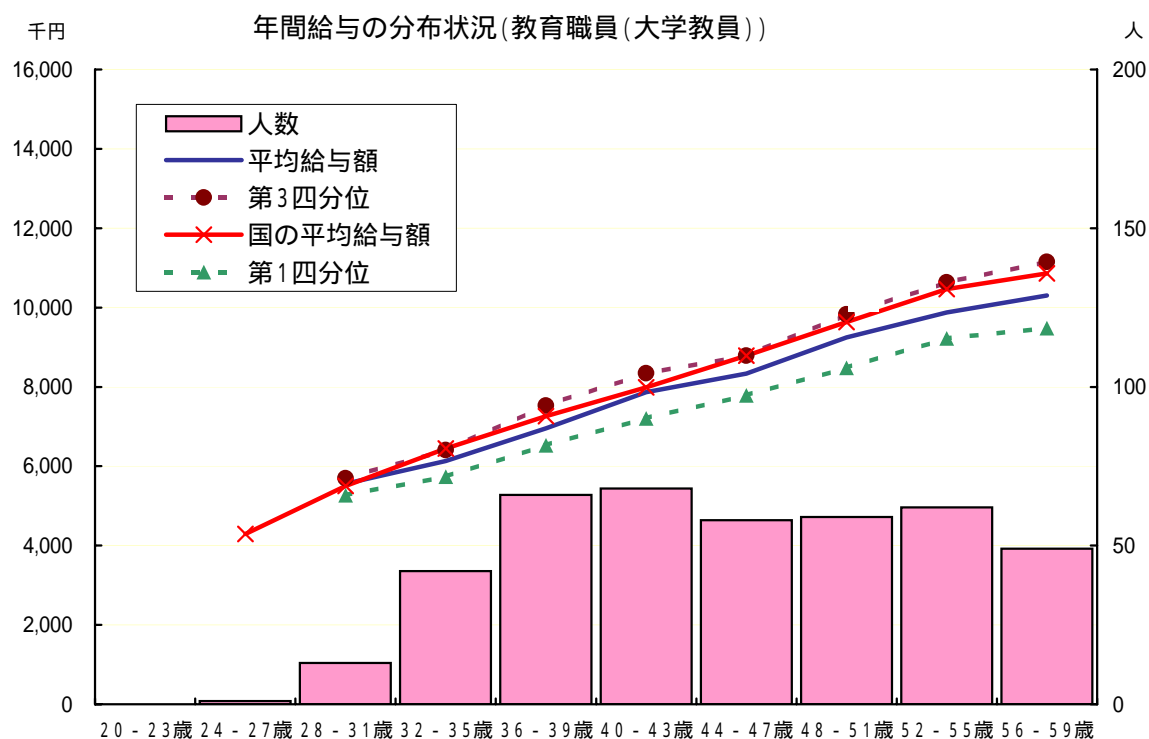
注6: 常勤職員のその他医療職種、指定職種及び非常勤職員の教育職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7: 常勤職員の医療職種(病院医師)、在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

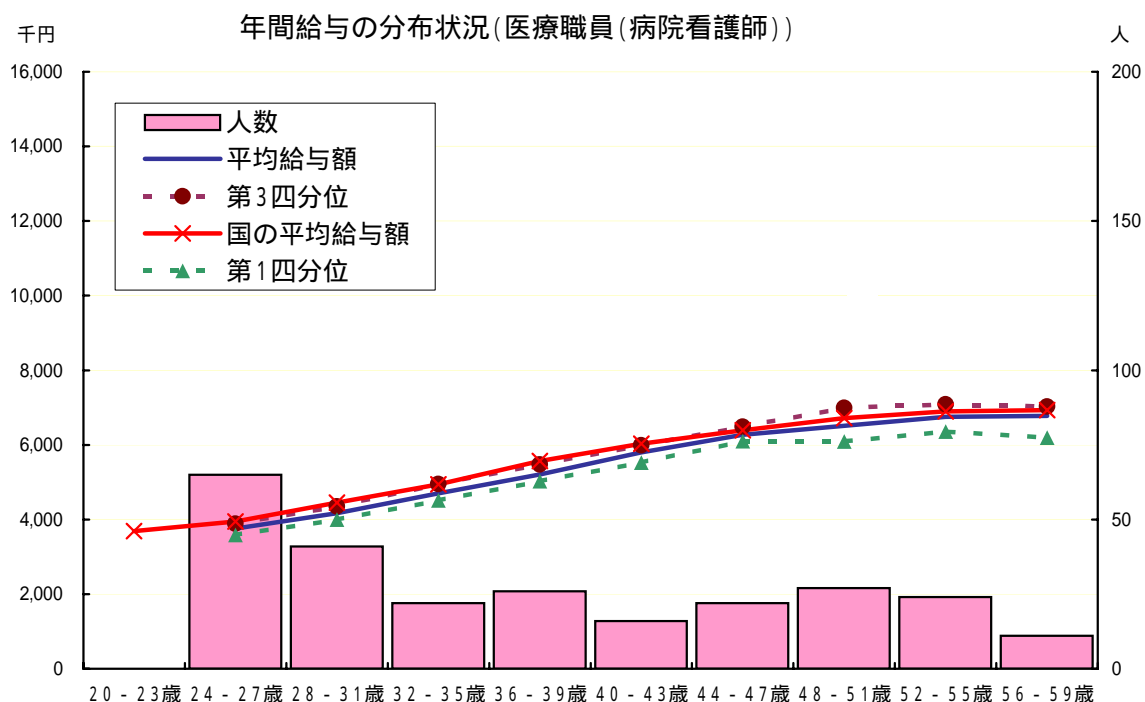
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。〕)



注: 年齢20-23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注: 年齢24-27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
部長	3	57.5	-	-	10,937	-	-
課長	19	55.1	7,891	8,244	8,244	8,496	8,496
課長補佐	64	53.9	6,522	6,862	6,862	7,167	7,167
係長	115	47.2	5,773	6,078	6,078	6,515	6,515
主任	18	40.9	4,429	4,927	4,927	5,618	5,618
係員	52	28.8	3,254	3,575	3,575	3,957	3,957

注1: 部長の該当者は4人以下のため、四分位は記載していない。

注2: 「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
教授	161	55.7	9,989	10,522	10,522	11,149	11,149
助教授	128	46.9	7,942	8,422	8,422	9,081	9,081
講師	67	42.6	7,333	7,711	7,711	8,279	8,279
助手	112	38.7	5,761	6,376	6,376	6,952	6,952

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	3	53.2	-	7,191	7,191	-	-
看護師長	21	52.0	6,988	7,031	7,031	7,120	7,120
副看護師長	59	45.4	5,687	6,072	6,072	6,486	6,486
看護師	169	33.2	3,819	4,474	4,474	4,950	4,950
准看護師	1	-	-	-	-	-	-

注1: 看護部長及び准看護師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2: 副看護部長の該当者は4人以下のため、四分位は記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任	係長	課長補佐・係長	課長・課長補佐
人員(割合)	271人	24人 (8.9%)	44人 (16.2%)	132人 (48.7%)	40人 (14.8%)	22人 (8.1%)
年齢(最高～最低)		30～22歳	36～27歳	59～35歳	59～46歳	59～48歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,670～1,959千円	3,576～2,416千円	5,252～3,407千円	5,682～4,226千円	6,382～4,994千円
年間給与額(最高～最低)		3,518～2,680千円	4,743～3,283千円	7,134～4,718千円	7,758～5,927千円	8,464～6,975千円

区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長・部長	局長	局長
人員(割合)		6人 (2.2%)	2人 (0.7%)	1人 (0.4%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		56～49歳				
所定内給与年額(最高～最低)		7,083～6,179千円				
年間給与額(最高～最低)		9,621～8,492千円				

注：7級及び8級における該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授	教授
人員(割合)	468人	該当者なし (%)	112人 (23.9%)	68人 (14.5%)	128人 (27.4%)	160人 (34.2%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)			62～27歳	60～30歳	64～33歳	64～40歳	
所定内給与年額(最高～最低)			6,093～3,208千円	6,690～3,722千円	7,239～4,205千円	9,062～5,921千円	
年間給与額(最高～最低)			8,074～4,241千円	9,385～4,984千円	9,803～5,805千円	12,576～8,332千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	254	1 (0.4%)	170 (66.9%)	59 (23.2%)	20 (7.9%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)			57~24	58~34	58~43	54~52	
所定内給 与年額(最高 ~最低)			4,815~2,464	5,234~3,651	5,419~4,212	5,222~4,980	
年間給与 額(最高 ~最低)			6,574~3,355	7,108~4,927	7,588~5,934	7,305~7,116	

注：1級及び6級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.6	66.6	65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4	33.4	34.3
	最高~最低	42.3~31.6	44.8~28.8	43.3~30.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4	69.6	68.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6	30.4	31.9
	最高~最低	40.4~30.4	37.3~27.7	35.5~29.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.8	68.9	67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.2	31.1	32.6
	最高~最低	40.0~31.9	36.9~29.0	38.4~30.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3	69.5	68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.7	30.5	32.0
	最高~最低	40.4~31.4	37.3~28.4	38.3~29.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.0	69.2	67.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.0	30.8	32.3
	最高～最低	40.4～31.5	37.3～28.7	38.8～30.0

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

83.0

対他の国立大学法人等

96.7

(教育職員(大学教員))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))

95.7

対他の国立大学法人等

94.5

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

95.9

対他の国立大学法人等

98.2

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,922,238	千円 10,084,022	千円 (%) 161,784 (1.6)	千円 (%) 161,784 (1.6)
退職手当支給額 (B)	千円 1,137,546	千円 1,292,485	千円 (%) 154,939 (12.0)	千円 (%) 154,939 (12.0)
非常勤役員等給与 (C)	千円 1,670,184	千円 1,577,400	千円 (%) 92,784 (5.9)	千円 (%) 92,784 (5.9)
福利厚生費 (D)	千円 1,393,061	千円 1,400,580	千円 (%) 7,519 (0.5)	千円 (%) 7,519 (0.5)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 14,123,029	千円 14,354,487	千円 (%) 231,458 (1.6)	千円 (%) 231,458 (1.6)

注1:「退職手当支給額」においては、平成17年12月1日以降の退職者に対する退職手当支給額が退職金相当額を運営費交付金で措置する支給額を上回るため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における常勤教職員欄の()書きの額と一致しない。

注2:「非常勤役員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が1.6%減となった要因として、人件費抑制対応として実施した事務系職員の退職不補充による減額分のほか、教育系職員の欠員数の増加及び寒冷地手当削減の経過措置に伴う減額分が考えられる。また「最広義人件費」の対前年度比が1.6%減となった要因としては、「給与、報酬等支給総額」の減額分のほか、定年退職者数の減少による退職手当支給額の減額分が考えられる。

人件費削減の取組状況

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことを中期目標に掲げ、中期計画においては平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年度から本給表の水準を役員7%、職員平均5%の引下げを始めとする給与改定を実施している。

その他

- ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 9,922,238千円
- ・基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」 10,462,016千円

法人が必要と認める事項

特になし